

供託金の払渡請求をされるお客様へ

供託金の払渡手続は オンライン申請がお勧めです



法務省赤れんが棟

たくさん
あります

オンライン申請のメリット

添付書類不要

- 印鑑証明書が**不要**です。
※別途、法務局で取得できる商業登記電子証明書を利用する必要があります。
- 支払証明書が**不要**です。
※支払証明書の記載内容によっては、同証明書の添付が必要な場合があります。

コスト削減

- 商業登記電子証明書を取得することで印鑑証明書（1通 500円）と比較して**コストが抑えられます**（12か月3,800円）。
- 郵便**料金が不要**になりコストが削減できます。

利便性向上

- 窓口の対応時間（8時30分～17時15分）外であっても**21時まで請求が可能です**。
- 郵送と比較して**補正完了までの時間が短縮**できます。

オンラインでの払渡手続には、初回に「申請用総合ソフト」をインストールする必要があります。申請用総合ソフトを利用した供託金の払渡請求の詳細については、山口地方法務局のホームページから、「供託事務について」のページをご覧ください。

詳しくは  で検索！



お問合せ先

山口地方法務局供託課 TEL 083-922-2295 自動音声案内④→②